

事 務 連 絡
平成30年12月27日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公私立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

平成32年度の暫定的な医学部入学定員の増加の取扱いについて

「平成31年度で終了する暫定的な医学部入学定員の増加の取扱いについて」
（平成30年7月30日付け各都道府県衛生主管部（局）及び各国公私立大学医学部宛て事務連絡）において、「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえた平成32年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細について追ってお知らせすることとしていましたが、このことについて、別添のとおり取り扱う予定ですのでお知らせします。

(別添)

平成 30 年 12 月 27 日

地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について

1. 入学定員増に関する平成 32 年度の取扱いの方針

(1) 地域の医師確保のための入学定員増

地域の医師確保に資するため、地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする入学定員の増員について、平成 31 年度までに認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として再度の増員申請を認める。

ただし、原則として医学部定員の増員が認められていない中、上記のとおり特例として臨時的な増員を認めるという地域枠の趣旨に鑑み、定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生の確保が確実になされるよう、平成 30 年度・31 年度の 2 年間を通じて臨時的な定員の増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生の確保できていない場合(複数の都道府県と連携して増員を行っている大学については、都道府県ごとの確保の状況による)には、平成 31 年度までに認可を受けた臨時的な定員数から 2 年間を通じて地域枠の学生の確保できていない定員数を減じた数を上限として再度の増員申請を認める。

(2) 研究医養成のための入学定員増

基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として相応しい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について、平成 31 年度までに認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として再度の増員申請を認める。

なお、研究医養成のための入学定員増に当たって大学が講ずる措置等については、「地域の医師確保等の観点からの平成 31 年度医学部入学定員の増加について(通知)」(平成 30 年 8 月 21 日付け 30 文科高第 393 号・医政発 0821 第 1 号)において示した内容と同様とする予定であることから、増員の検討に当たっては十分に留意すること。

(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例

医・歯学部を併せ有する大学については、平成 31 年度までに歯学部入学定員を減員することにより臨時的な定員増の認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。

(4) 平成 31 年度までに認可を受けた臨時的な定員数を超える増員申請の取扱い

平成 31 年度の入学定員と、上記 (1) から (3) の取扱いに基づき今後実施する予定の意向調査の結果により見込まれる入学定員との差の範囲内で、各大学から、地域の医師確保のための入学定員の増員申請を認める。ただし、(1) の取扱いに基づき定められる上限を超えて増員を希望する都道府県及び大学については、定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生を確実に確保するための具体的な方策を厚生労働省及び文部科学省に提出することとし、厚生労働省及び文部科学省においてこの内容、増員の必要性等を慎重に精査した上で、増員申請を認める。

なお、上記 (2) 及び (3) に係る取扱いについては、地域の医師確保のための入学定員の増員申請の見込み等を踏まえ、改めて連絡する。

(5) 入学定員の臨時増員の期間

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「骨太方針 2018」という。)を踏まえ、増員期間は 2 年間(平成 33 年度まで)とする。

2. 今後のスケジュール

平成 31 年 2 月頃を目途に平成 32 年度の医学部入学定員増に関する意向調査を行い、この結果を踏まえ、必要に応じて追加の意向調査を実施するとともに、増員要望があった都道府県及び大学に対して厚生労働省及び文部科学省によるヒアリングを実施する予定である。その後、平成 31 年夏頃を目途に平成 32 年度入学定員増員計画等の所要の文書の提出を依頼する予定である。

都道府県及び大学においては、このスケジュールを踏まえ、速やかに関係者間で必要な協議を行うこと。

3. 入学定員に関する平成 33 年度の取扱い

平成 31 年度の入学定員等と平成 32 年度の入学定員等の差の範囲内で、上記 1 (1) から (3) までの各区分について増員申請を認める予定である。詳細については平成 32 年度の医学部入学定員の増加に係る手続後に追って連絡する。

4. 入学定員に関する平成 34 年度以降の取扱い

骨太方針 2018 においては、平成 34 年度以降の医師養成数の方針について、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討することとされている。なお、検討の際には、地域の医師確保のための入学定員増に限らず、研究医養成のための入学定員増及び歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に係る臨時的な定員についての取扱いも含め、今後、厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」において検討される予定であり、平成 34 年度以降の上記 1 (1) から (3) までの各区分の取扱いの詳細については、この検討結果を踏まえて検討を行う。

5. 留意事項

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」第十三条第三号により特定地域（東京都特別区の存する区域内）における収容定員増の抑制の例外とされる臨時定員増は、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（以下、「認可の基準」）第三条第一号のみであり、認可の基準第三条第二号及び第三号は、同法第十三条第一号の規定により、前年度の収容定員の範囲に限り再度の定員増が認められることとなる。従って、認可の基準第三条第二号及び第三号により平成 31 年度までに臨時定員増を行った特定地域内の大学が再度の臨時定員増を希望する場合、平成 31 年度に増員申請を行う必要があるため留意すること。

また、特定地域内の大学は、平成 32 年度及び平成 33 年度臨時定員増の申請に際しては、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（平成 30 年内閣府、文部科学省令第 1 号）第 9 条に基づき所定の届出書に説明書を添えて文部科学大臣に届け出ること。

なお、収容定員増に係る学則変更の認可申請に際しては、平成 27 年 9 月 18 日付け 27 文科高第 593 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）」を参照の上、遺漏ないよう対応すること。なお、国立大学についても平成 27 年 9 月 30 日付け事務連絡により「認可の基準」に準ずることとされているため、遺漏ないよう対応すること。